

平成27年第8回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成27年7月24日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 30名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

21番 濱川清重委員 22番 池間藤夫委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議題第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請を要する農地等の買受適格証明願について

日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第6 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

平成25年第8回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成27年7月24日 木曜日 14時00分から16時00分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (30人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (0人)

| 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 | 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 | 議席 | 氏名 | 役職 | 議席 |
|----|-------|----|----|----|-------|------|----|----|-------|----|----|
| 1 | 與那覇盛徳 | | ○ | 11 | 芳山 辰巳 | 職務代理 | ○ | 21 | 濱川 清重 | | ○ |
| 2 | 長濱 国博 | | ○ | 12 | 川満 里志 | | ○ | 22 | 池間 藤夫 | | ○ |
| 3 | 砂川 博一 | | ○ | 13 | 下地 博和 | | ○ | 23 | 上里 弘 | | ○ |
| 4 | 喜屋武 隆 | | ○ | 14 | 奥浜 健 | | ○ | 24 | 平良 光成 | | ○ |
| 5 | 田名 和彦 | | ○ | 15 | 砂川 栄徳 | | ○ | 25 | 川満 盛幸 | | ○ |
| 6 | 仲里 敏夫 | | ○ | 16 | 下地 泰斗 | | ○ | 26 | 前泊 芳男 | | ○ |
| 7 | 仲里 長造 | | ○ | 17 | 玉元 正助 | | ○ | 27 | 新里 光徳 | | ○ |
| 8 | 大浦 敏光 | | ○ | 18 | 友利 光徳 | | ○ | 28 | 前泊 恵 | | ○ |
| 9 | 上地 洋美 | | ○ | 19 | 下地 博次 | | ○ | 29 | 渡真利 等 | | ○ |
| 10 | 瑞慶覧健一 | | ○ | 20 | 久志 盛一 | | ○ | 30 | 野崎 達男 | 会長 | ○ |

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

21番委員 濱 川 清 重 22番委員 池 間 藤 夫

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 池 田 良 永 次長兼農政係長 上 地 寿 男
農地係長 川 満 邦 弘 主 査 豊 見 山 徹 調整官 川 満 秀 盛

7. その他の出席者

宮古農林水産振興センター 宜保

開 会 14時00分

閉 会 16時00分

議長 ただ今から、平成27年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は30名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立
しております。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、21番 濱川清重委員、22番 池間藤夫委員をお願いいたします。なお、本日の会
議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたい
と思っておりますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)について」
を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は12件でございます。まず、
受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から12番までは、議案書11ページから22ページの調査書のとおり、農地法
第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の
朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願い
いたします。

15番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の申請地は、千代田ゴルフ場南の県道平良・新里線を東へ、上野小学校向けに行きますと、
市営豊原団地があります。団地を南へ約2kmのところを位置します。当地は圃場整備された土
地で、灌漑事業も導入され2筆であります。本人は1区画として利用しており、現在はサト
ウキビの夏植え準備で整地されておりました。

2番の申請地は、宮国部落から保良線をインギヤー向け、東へ2km行きますとユニマットグル
ープのホテルアラマンダがあります。その北側の集落の本人の住宅に隣接しており、家族でド
ラゴンフルーツを栽培していて、規模拡大を予定しております。

- 1 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、北市営住宅から北向けに行きますと、中添道の大きな交差点がございます。交差点を更に北へ福山向けに行きますと、左側に「すばりマンゴー農園」の看板がございます。その看板を左へ入って150m先、マンゴーハウスの東隣に位置します。現在はサトウキビが植え付けされており、周辺はサトウキビ・マンゴーが栽培されております。
- 2 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部のファミリーマートを下地島向けに約300m行くと十字路があり、十字路を佐和田線の方へ右折しまして、佐和田線と国中線の間舗装された道路があり、その道路を300mぐらい奥に位置します。調査時は刈り取り前のサトウキビが植え付けされておりました。本人はサトウキビ栽培の規模拡大を予定しております。
- 3 番委員 受付番号5番から7番について、現地調査の結果を報告いたします。
5番の申請地は、上区公民館の南に大きな御嶽があります。その御嶽のすぐ南に位置します。現在も申請人本人が利用しており、畜産とサトウキビ作の複合経営で規模拡大を予定しております。
6番の申請地は、空港の東側のたらま屋の北約150mに位置し、受付番号13番と関連しています。本人は野菜とサトウキビ作をしており、規模拡大を予定しております。
7番の申請地は、上区公民館の西100mに位置します。現在は牧草地になっています。本人は畜産を営んでおり、規模拡大を予定しております。
- 5 番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、比嘉公民館より300m南の方へ行きますと、大きな排水路があります。その排水路を西へ100m行きますと排水路に隣接している畜舎であります。
現在は親牛が14頭、子牛が8頭おりまして親牛を30頭ぐらいまで増やし、規模拡大する予定であります。
- 7 番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、中添道の道路を福山方面へ行くと三叉路があります。その三叉路を右折し、約500mに位置します。申請人本人の畑に隣接しており、現在はサトウキビの夏植えの準備がされておりました。
- 13 番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺・平良線の鏡原自動車から平良に向かって約200m行きますと三和建設があります。その向かいに建物がありまして、その東を盛加部落方面へ約300m行きますと右手に位置します。本人はサトウキビ作の規模拡大を予定しています。
- 17 番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、前里添から佐和田線へ向かって、約1km行きますと五叉路がございます。その五叉路の右側に位置します。調査時は雑木地でしたが、現在は重機を入れて開墾している状況でした。本人は土木業と畜産を兼ねて頑張っております。

18番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、県道平良・友利線にのり自動車があり、そこを友利向けに約100m行き、十字路を上区向けに約300m先の右手に位置します。申請人本人の畑に隣接しており、サトウキビ栽培の規模拡大を予定しております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

13番委員 受付番号5番の確認なのですが、譲渡人、宮古島市の財産ということになりますか。

事務局 与那覇さんが、市の畑を借り受けたものを、今回、所有権移転するという事です。市有地です。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:25

再 開 : 14:27

議長 再開します。
他に質疑がある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から12番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）は、2件でございます。
まず、受付番号13番から14番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号13番から16番までは、議案書23ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、砂川小学校の北の方に東山ファームポンドの大きなタンクがあり、そのタンクのすぐ南側になります。現在は草地になっている。受付番号6番と関連しております。

11番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野庁舎南側にJAの給油所があり、前の交差点を宮国向けに行きますと、最初の集落があります。その集落を右折し100m先に位置します。
本人はサトウキビ作をしながら、ハウスを導入し施設園芸も頑張っていきたいという事であり
ます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号13番から14番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、11件でございます。
まず、受付番号15番から24番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号15番から24番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号15番から24番までは、議案書25ページから34ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号15番から24番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号を議題といたしますが、私に関係する事案がありますので宮古島市農業委員会会議規則第12条の規定により、一時退席いたします。
なお、議案第2号の議長には、職務代理の芳山辰巳委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

(議長退席)

職務代理 改めまして、日程第3議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について」を議題とします。1件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果の報告をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、野崎達男さん宅のすぐ隣になります。夫婦2人で、サトウキビ作、果樹、畜産と複合経営で頑張っております。

職務代理 ありがとうございます。これより質議に入ります。質議のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について」受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。議案第2号の審議が終わりましたので、野崎会長の入室を認め、議長の務めを終わらせていただきます。ありがとうございます。

(議長入室・着席)

議長 休憩します。

休 憩 : 14:41

再 開 : 14:42

議長 再開します。

次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、5件でございます。
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、西平安名崎の先の方に行きますと、宮古馬牧場があります。その牧場の南に隣接しております。申請人の兄が牛と宮古馬を養っており、本人も今後畜産を営んで頑張りたいという事で今回の申請となりました。

11番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、上野庁舎南側、JA給油所から平良向け約700mのところ、3軒ほど住宅があります。その住宅の西隣のアロエが植えられて畑になります。本人はこれからサトウキビ作をしながら施設園芸もやっていきたいので、徐々に規模拡大する予定であります。

12番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、友利集落から城辺線に向けて行くとティダファームたらまのハウス施設があります。その隣の南の道路を東に1kmほどのところに位置します。調査時は、ハウスの老朽化したパイプが散乱していましたが、今後は本人が撤去して開墾し、ハウス導入する予定であります。

15番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番の農地の所在は、千代田ゴルフ場から上野小学校向けに行きますと、市営豊原団地があります。団地を南方向に約300mのところ、小さな集落があります。その集落の南側に6棟のマンゴーハウスがあります。ハウスのある場所が632-2であります。632-3は隣接して果樹栽培をしております。本人は家族と一緒にマンゴー栽培に従事しています。

議長 補足の説明がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案の受付番号4番について、削除して欲しい箇所がありますので訂正をお願いします。洲鎌英徳さんの住所が上野字上野野原とありますが、上野を削除して、上野字野原に訂正をお願いします。P36の受付番号2番の宮國さんの住所も同じく上野を削除し、上野字宮国に訂正をお願いします。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:51

再 開 : 14:56

議長 再開します。

他に質疑がある方は、挙手でお願いいたします。

9番委員 質議ではないんですが、少し伺いたいと思います。3番の方の西原さんと比嘉さん、先ほどの事務局の説明の中で、奥様と子供さん3人以上の同意があればという説明がありましたけれども、これは相続権を有する全員のものでなくても3人以上であれば大丈夫なののでしょうか。法律で何人以上とかあると思うんですが、その点について説明をお願いします。

事務局 基盤強化促進法では、相続人の半分以上、例えば、相続人が3人であれば2人以上、4人でも2人以上の同意が必要であります。この件に関しては相続人が5人、奥さんと子供4人という事で5人中、3人の同意があるという事で問題ないという事になります。

9番委員 ありがとうございます。

議長 他に質疑があれば、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は9件でございます。まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、佐良浜中学校の南側、約100mに位置します。本人はサトウキビ作中心にカボチャも栽培しており優良農家であります。

4番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
先程、事務局からも説明がありましたように、この申請地は宮原スナ地区整備事業の一環で整備が進んでおります。まだ全体の整備は済んでおりませんが、申請地の方は整備が済んでおり、一時利用されているところであります。以前から申請人本人が利用していて整備もされましたので今回の申請となりました。今後、サトウキビ作の規模拡大を予定しております。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、狩俣中学校のグラウンドの斜め向かいに位置します。本人は葉タバコ農家ですが、申請地ではキビ作との連作を予定しております。

1 0 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、吉野公民館を吉野海岸へ向かって約500mのところに位置します。現在はサトウキビの収穫が終わって夏植えの準備がされています。

1 4 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下南公民館から北へ約500mのところに位置します。現在も本人が借りて牧草を植えていますので、今回の申請となりました。

1 5 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
3筆ございます。農地の所在は、ソバル地区は集落の南側に隣接しております。新里・東素原地区はソバル集落の東側になります。野原・ナベアマ原地区は千代田ハイツの真向かいになります。本人はドラゴンフルーツを栽培して頑張っております。

2 9 番委員 受付番号7番から9番について、現地調査の結果を報告いたします。
7番の農地の所在は、平良・上野線にあります介護施設こちらの南側約100mに位置します。現在はサトウキビが植えられております。以前から申請人本人が小作しており、今回の申請となりました。
8番と9番は隣接しております。与那覇のサニツ浜公園の南の道路を約800m西側に位置します。現在は、546-43にはサトウキビのカブだしが植え付けされております。
546-44には、夏植えの植え付けの準備がされております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩いたします。

休 憩 : 15:12

再 開 : 15:22

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は2件でございます。まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

21番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成27年7月14日に行いました。調査委員は21番私、濱川と22番、池間藤夫委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の7人で行いました。

始めに、13時から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条8件、計10件の現地調査を13時40分から16時まで行い、16時から16時30分まで調査の内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松小学校グラウンドの北、約200mに位置します。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha未満その他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

21番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は宮古郵便局の東、約200mに位置します。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

1番委員 教えて欲しいんですが、転用詳細の中で、978-4、979-4は831-2と共に記入されていますが、どういう意味なんですか。831-2は畑にはなっていないという事なんですか。

事務局 参考資料のP9をご覧ください。831-2は原野となっております。説明しやすいように、こういう書き方となっております。

議長 他に質疑があれば、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は8件でございます。まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。1番に入る前に訂正をお願いします。5条参考資料2ページをお願いします。左上の沖縄県知事の名前の漢字が翁長雄治とありますが翁長雄志の間違いなので訂正をお願いします。

【議案第5号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は地盛部落内のアバレンタカー宮古島の南、約160mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 1 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古トラック協会の北、約 2 3 0 m に位置している。農地の広がりなし。
宅地の広がりあり。農地の区分、1 0 ha 未満の第 2 種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 1 番委員 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松中学校グラウンドの南、約 9 0 m に位置している。農地の広がり、
なし。宅地の広がりあり。農地の区分、集落に接続した第 1 種農地と判断いたしました。

議長 ここで、補足の説明を事務局に求めたいと思います。

事務局 5 条の参考資料 P 1 4 をご覧ください。今回の申請地 979-6 がありますが、その横に 979-1 が
あります。ここは先月集合住宅を造るという事で、許可された案件ですけども、そのときの農
地区分が 1 0 ha 未満の第 2 種農地と県の方に進達したんですが、本庁の方から農地区分が曖
昧ではないかという事で調査しました。
本当は分断要因の違いがあって、農地の広がりには 1 0 ha 以上あるという事で第 2 種農地扱い
になります。ですが、この場合 P 1 5 の航空写真を見てもらいますと、小学校グラウンドを挟
んで北に建て売り住宅が 1 件、道路西側にアパート建設等がみえる状況であります。
本来 1 種農地の場合、住宅が 1 0 戸以上連続してあれば例外的に許可相当と認められます。
この場合も第 1 種農地の集落接続という事で許可相当として、意見書を訂正して県の方に進達
しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしい
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 2 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松小学校グラウンドの東、約80mに位置し、周囲は住宅化が進んでおります。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 2 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は平良港の南西約240mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりはある。農地の区分、平良港から300m以内の第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 2 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は宮古郵便局の東、約200mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりがあります。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 2 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原小中学校グラウンドのすぐ東側に隣接しており、周囲は住宅化が進んでおります。農地の広がりはありません。住宅の広がりが増加傾向にある。農地の区分、相当数の街区の形成している第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 2 番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はシギラベイスイートアラマンダの北西、約140mに位置しています。農地の広がりがあります。宅地の広がりもあります。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成27年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16：00

平成27年7月24日

会 長 野 崎 達 男

21番委員 濱 川 清 重

22番委員 池 間 藤 夫